

予算編成過程での検討を求める提案（例）

参考資料2

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	砥部町、今治市、宇和島市、 八幡浜市、西条市、大洲市、 伊予市、四国中央市、東温 市、上島町、久万高原町、 松前町、内子町、伊方町、 松野町、鬼北町 (厚生労働省)	健康増進法に基づく健康増 進事業にかかる補助金の対 象年齢の拡充 (健康増進法)	健康増進法に基づく健康増進事業について、対象年齢を拡充し、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の交付対象を拡充することを求めるもの。
2	島根県、山梨県、中国地方 知事会、日本創生のための 将来世代応援知事同盟 (内閣府)	地域少子化対策重点推進交 付金の交付対象年度の緩和 (地域少子化対策重点推進交付金 交付要綱)	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、令和元年度から運用開始後3か年度を補助期限とする取扱いとなったが、少子化対策においては長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期などの要件緩和を求めるもの。
3	熊本市 (文部科学省)	GIGAスクール構想の実現 (公立学校情報機器整備費補助金 交付要綱)	学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方式を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額の設定を求めるもの。

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	指定都市市長会 (内閣府)	災害救助法による救助 における現物給付の原則の見直し (災害救助法)	災害救助法による救助における現物給付の原則を見直し、金銭により物資の購入が可能である場合は、現物による給付だけでなく、金銭給付による救助を認める等の要領改正を行うこと、併せて、どのような場合に金銭給付が可能であるかについて要領上に明記することを求めるもの。	平成29年提案募集において議論済み。 内閣府は、「災害救助法は、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としており、第三者へ譲渡してしまう可能性等の課題から現行制度を維持することが適当と考えている」としたところ。 今回の提案は、改めて同じ内容を求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等の改めて議論すべき点が示されていないため。
2	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)	重度障害者等の就労中 における介助の法定給付化 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	重度障害者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付とすることを求めるもの。	平成30年提案募集において議論済み。 厚生労働省はその際「地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討する。」としたところ。 その後、検討の結果、厚生労働省において障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充及び地域生活支援事業の新事業（雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（仮称））を令和2年10月より開始する予定であり、その効果を検証する必要があるため。

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

② 支障事例、制度改正による効果が具体的にないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	富山県 (環境省)	水質汚濁防止法に基づく 常時監視における要 監視項目の見直し (水質汚濁防止法)	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目について、環境基準健康項目に移行するか、移行する必要があるれば要監視項目から落とすか、速やかな見直しを求めるもの。	要監視項目の監視は、地域の実情に応じて測定計画に位置づけて行われているところ、提案内容を実現し、要監視項目の区分が見直され環境基準健康項目に移行した場合であっても、引き続き監視を行うことが必要であり、求める措置による効果が不明確であるため。 (要監視項目については、中央環境審議会水環境部会で見直しが行われているところ。)
2	大府市 (文部科学省)	教育委員会事務局への 社会教育主事の必置規定の緩和 (社会教育法)	社会教育法第9条の2第1項により、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととされているが、必置規定を緩和することを求めるもの。	社会教育に関する事務は基本的に教育委員会の職務権限とされているところ、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

再チャレンジ提案（例）

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	鳥取県 (厚生労働省)	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法)	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直すよう求めるもの。 平成30年の同様の提案は「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」とされたが、その際と比較し、看護師離職による休止・廃止等の支障が示されていることから、本年は調整の対象とする。
2	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 (厚生労働省)	患者が特定医療を受ける医療機関について都道府県等が予め設定する事務を廃止する見直し (難病の患者に対する医療等に関する法律)	難病法に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、難病指定医療機関での受診であれば、どの医療機関における受診であっても助成対象とするよう求めるもの。 平成27年の同様の提案を受け厚生労働省が平成30年度に行うとしていた検討結果が示されていないことから、改めて調整の対象とする。

提案募集の対象外である提案（例）

	提案	概要	理由
1	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査主体の明確化 （地方自治法、児童福祉法）	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査の実施主体を都道府県とする、とした厚生労働省の事務連絡（令和元年5月30日付け）につき、法律上の根拠の明確化を求めるもの。	提案が明確化を求める法令上の根拠は、既に事務連絡において示されており、現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であるため。
2	人口の移動理由を把握するための、国による全国統一的な調査の実施 （住民基本台帳法）	国による、人口の移動理由を把握するための、全国統一的な調査として、「住民基本台帳制度」を活用した調査の実施を図るための住民基本台帳法の改正を求めるもの。	国が直接執行する事務に対する提案であり、地方に対する規制緩和に該当しないため。